

京都建築事務所

想いをカタチに、想い以上の感動を



株式会社 京都建築事務所
代表取締役社長 細見 建司

〒604-8083

京都市中京区三条通柳馬場東入
中之町 10 番地

TEL:075-211-7277

FAX:075-211-7270

<http://www.kyoto-archi.co.jp/>



医療福祉施設の新築、増築、改修等、お気軽にお問合せください。

☆ 『福祉のひろば』アンケートにご協力ください! ☆

『福祉のひろば』は、2025年で月刊化25周年をむかえます。この機会に、総合社会福祉研究所会員および『福祉のひろば』読者のみなさんを対象に、本誌をどのように活用されているかをお聞きし、今後の発展に活かしたく、アンケートにとりくみます。下記QRコードよりご回答をお願いします。

『福祉のひろば』のいいと思うところ、改善してほしいと思うところ、また、情報発信や会員・読者の交流のあり方について、ぜひみなさんのアイデアをお寄せください☆ご協力をよろしく申し上げます!

総合社会福祉研究所 / 月刊誌『福祉のひろば』

TEL06-6779-4894 FAX06-6779-4895

<http://www.sosyaken.jp/>

E-mail: mail@sosyaken.jp

※その他、メール等でもぜひご意見をお寄せください。

個人会員・
読者はこちらから↓



団体会員は
こちらから↓





住み慣れた自宅で 暮らしつつける権利を守る

よしおかまさき
京都市北区在住の吉岡昌紀さん（85）と多恵子さん（85）。脳梗塞の後遺症で左半身にマヒが残る昌紀さんは、週2回デイサービスに通い、多恵さんは週1回のデイサービスと、週2回60分の訪問介護の生活援助（掃除）を利用しておられます。買い物は週1回、おうちの前まで移動スーパーに来てもらいます。「腰が痛いから、立っているのがしんどい。料理と洗濯はまだなんとかがんばっているけど、掃除はたいへん。せやから、掃除がお願いできるのは本当に助かる」と多恵子さん。



多恵子さんは、西陣^{たんもの}の反物の生地を伸ばす「湯のし屋」の娘さんでした。小学生のころから仕事を手伝い、結婚し、子育てしながらもずっとミシンの前に座ってきた多恵子さんは、いまでも着物の端切れで小物やぬいぐるみをつくっておられます。お部屋の中には、ご夫婦でつくった小物、干支の人形、置物、壁飾りなどがたくさん飾られています。雛人形も手づくりです！



夫の昌紀さんと「二人で生地を選んだり、あーでもないこーでもないと言いながらつくってるねん。ミシンをしてるときは夢中になれるから、それがたのしい」と多恵子さん。受診等の外出は娘さんが付き添っておられますが、「娘も子育て真っ最中やからね。自分できばって（がんばって）やれることはやるし、あとはできる範囲（介護保険の範囲）でお願いするしかないでしょ。ぜいたくは言えない」と話されます。



「こんな手紙届いたけどどうしたらいい?」「庭の草むしりをお願いできる方法ないやろか?」とヘルパーに尋ねる昌紀さんと多恵子さん。介護保険のサービス内容は「掃除」ですが、ヘルパーは掃除だけをしに来てくれるわけではありません。昌紀さんの体調はどうか、多恵子さんの腰の具合はどうか、会話をしながらつねにようすを見て、必要な支援につなげていきます。ちょっとした困りごとやわからないことを、「次、ヘルパーさんが来てくれたときに聞いてみよう」と思える安心感も大きいものです。

85歳になってもミシンの前に座り、大切に飾っている作品を紹介してくださるお二人の姿からは、いきがいや趣味を大切にできて、住み慣れたおうちで住みつけられる権利の大切さを感じます。その権利をなんとか守ろうとする訪問介護は、在宅介護の要です。

(写真・文 申 佳弥)

* トピックス42ページでは、吉岡さんが利用されている社会福祉法人七野会在宅ケアセンター新大宮施設長の駒居享生^{なかがお}さんから、原稿を寄せていただいています。

【ひろばトーク】

「保育事故」をなくすために私たちにできること 平沼 博将 6

福祉のひろば

2025年5月号

●特集● 心を満たす「食」の支援——社会的養護の現場から——

〈座談会〉

阿達裕子／岡本麻美／田中樺絵／土江貴士／前川礼彦	10
手記・食べ方を褒められるまでになって	32
手記・施設で育った僕が、「食」について思うこと	34

●トピックス●

渡沢栄一とハンセン病——隔離政策にどう関与したか	
	杉山 博昭 36
住み慣れた自宅で暮らし続ける権利を守るために	
	駒居 享生 42
第38回社会科学・社会福祉基礎講座を開講します！	44
第30回社会福祉研究交流集会 in 能登のご案内	45

●連載●

阪神・淡路大震災発生から30年 第2回	
長かった一日（後編）	吉見 賢治 48
なかまと職員と家族と、ともに築く暮らしの場	
息子の“力の育ち”を信じて	大澤三耶子 52
続・ヘルパー歳時記 「あなたに任せておけば、大丈夫」②	56
WORK WORK——わくワク——	
しっかり働き、がっちり遊ぼう	鳥もと 60
JOB&ACTION 全国福祉保育労働組合（50）	
いまこそ大幅賃上げと増員を！	62
私の履歴書 社会福祉経営全国会議（50）	
草創期の方々の想いを未来につなぐ	影田 智子 64
阿修羅がゆく わたしが好きな釜ヶ崎（70）	水野阿修羅 66
育つ風景 否定語	清水 玲子 68
映画案内 『からかい上手の高木さん』	吉村 英夫 70
現代の貧困を訪ねて	生田 武志 72
岐阜県土岐市で救急車が出勤せず野宿の男性が亡くなった	
似らすとれーしょん道場 似顔絵まんがアート	
万博は爆発じゃー！	ラッキー植松 74
ホームレスから日本を見れば	ありむら潜 76
花咲け！ 男やもめ	川口モトコ 77

●表紙の絵●
神門やす子



みんなのポスト 46／福祉の動き 78／今月の本棚 81

●グラビア● 住み慣れた自宅で暮らし続ける権利を守る

「保育事故」をなくすために 私たちにできること

大阪電気通信大学人間科学教育研究センター教授／
保育の重大事故をなくすネットワーク共同代表

平沼 博将

私が「保育事故」の問題にかかわるようになったのは、今から一五年ほど前に大阪で起きた二つの保育事故とその事故をめぐる裁判がきっかけでした。

二〇〇九年一月、棚橋幸誠（こうせい）くん（生後四か月）が大阪市の認可外保育施設「ラッコランド京橋園」で「うつぶせ寝」のまま放置されて亡くなりました。事故当日は、ゼロ歳児四人を含む一七人の子どもたちを保育士資格のない一〇代と二〇代の若い職員二人で「保育」させられていました。指導監督すべき大阪市は立入調査で不適切な保育の状況を把握しながら、改善勧告すら出していませんでした。民事裁判はさまざまな「壁」に阻まれ困難を極めました。事故から六年後の二〇一五年一月、大阪高裁は保育施設側の責任を全面的に認める判決を言い渡しました。

また、二〇一〇年一月には、大阪府八尾市のファミリー・サポート・センター事業（通称「ファミサポ」）の一時預かり中に、藤井さつきちゃん（生後五か月）が「うつぶせ寝」にさせられて心肺停止となり、その三年後に亡くなりました。しかし、事業を実施・運営する八尾市と社会福祉協議会からは「事故は当事者間で解決すべき問題」と主張するなど誠意ある対応がなされなかったことから、ご両親はやむなく民事裁判を起こします。この裁判も事故発生から六年半という長い歳月を要しましたが、二〇一七年三月、被告に過失があったことを前提に和解が成立しました。

私はこれら二つの保育事故裁判を通して、「保育事故」はたまたま起きたことではなく、その背景には多くの「保育問題」や「社会問題」が存在していることを知りました。た



ひらぬま ひろまさ

1971年大阪府堺市生まれ。専門は発達心理学、保育学。共著に『子どもの命を守るために——保育事故裁判から保育を問い直す』（クリエイツかもがわ、2016）、『「ファミサポ」の安全を考える——八尾市乳児死亡事故を教訓に』（クリエイツかもがわ、2018）。

しかに保育事故の直接的な原因は、保育従事者が子どもを「うつぶせ寝」のまま放置したり、施設管理者が必要な人員を配置していなかったりといった「注意義務違反」によるものです。また、国や自治体が保育施設・事業に対する指導監督の責任を十分に果たしていないことも、保育事故の大きな原因となっています。

しかし、そうした「直接的暴力」の背景には、認可外保育施設に子どもを預けざるを得ない状況をつくり出している「待機児童問題」、保育士不足の要因にもなっている保育労働者の「低賃金」や子どもたちの安全を守れないような「保育士配置基準の低さ」、規制緩和（福祉の市場化）による「保育施設の格差拡大」などの「構造的暴力」（暴力が社会的・経済的なレベルにまで広がっている状況）が存在しています。そして、子どもの命よりも経済効率を優先する社会（構造的暴力）を生み出し、支持しているのが「新自由主義」思想という「文化的暴力」です。保育事故をなくし、子どもの命を守るためには、これら三つの「暴力」を「平和」へと転換していかなければなりません。

その後も、子どもたちの命を守り、発達を保障すべきはずの保育施設等で、子どもの死亡事故・重大事故が相次いでいます。二〇一九年三月、保育事故の遺族や保育関係者らと「保育の重大事故をなくすネットワーク」を設立しました。社会にまん延するさまざまな「暴力」をなくすことはかんたんなことではありませんが、「保育事故もかならずなくすことができる」と信じて、これからも同じ思いをもつ仲間たちと力をあわせながら、研究、実践、運動に励みたいと思います。

子どもたちにとっての「食」を考える

「全国学力・学習状況調査」（文部科学省、二〇二三年度）によると、「朝食を毎日食べていますか」という質問に対して、「あまりしていない」「まったくしていない」と回答した割合の合計が、小学校六年生で六・一％、中学校三年生で八・七％となっており、近年増加傾向にあります。また、「食育に関する意識調査」（農林水産省、二〇二三年一月実施）によると、二〇～三九歳の若い世代では、朝食を「ほとんど毎日食べる」が男性で五八・一％、女性で六四・〇％、「ほとんど食べない」が男性で二二・八％、女性で一六・一％と、若い世代の朝食欠食の割合がもともと高くなっています。

「こども食堂における『こどもの朝食』に関する現場の実態調査アンケート」（日本ケロッグ合同会社、二〇二三年）によると、こども食堂運営者の約二人に一人が「朝食を毎日食べていない」こどもを認識しており、その理由として、「親がつくらない」（七四・六％）、「経済的に余裕がない」（三四・四％）、「家に食べるものがない」（三一・一％）、「親からお金だけ渡されて自分で買うように言われている」（一七・二％）が挙げられています。

経済的困難、時間的・精神的余裕のなさ、孤立、あるいはダイエットやサプリメントなどの情報があるなかで、さまざまな角度からの「食の課題」が社会全体で広がっています。

とくに、社会的養護下にある子どもたちは、虐待経験をふくめ、きわめて困難な背景を抱えて、児童養護施設等の入所施設で暮らしています。今号では、そうした子どもたちが抱える困難と現場での支援について、「食」の観点から考えたいと思います。

食することは心地よくてしあわせだという経験をしてこなかった子どもたちに、さまざまな角度から、おいしい、うれしい、たのしい、を伝えようとする、現場の奮闘を交流しました。食事からだの栄養として大切なだけでなく、食べることでうれしい、たのしいと思えることそのものが、生きていく力になります。また、特集では、児童養護施設を卒園されたお二人の方に、施設での「食」の経験や思いについて、手記も寄せていただきました。子どもたちにとっての「食」と、その大切さを考えたいと思います。

(編集主任 申 佳弥)

被虐待経験の有無および虐待の種類

	虐待経験あり	虐待経験の種類 (複数回答)				虐待経験なし	不明
		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待		
里親	46.0%	30.5%	3.6%	65.0%	26.2%	49.5%	3.9%
児童養護施設	71.7%	42.4%	5.2%	61.2%	33.1%	25.0%	3.0%
児童心理治療施設	83.5%	68.3%	8.2%	45.6%	48.8%	14.5%	1.5%
児童自立支援施設	73.0%	66.4%	5.9%	41.5%	47.0%	23.1%	3.7%
乳児院	50.5%	23.6%	0.1%	67.4%	20.4%	47.9%	1.2%
母子生活支援施設	65.2%	28.5%	4.5%	19.1%	80.5%	29.4%	4.5%
ファミリーホーム	56.8%	44.3%	9.2%	65.4%	38.3%	35.4%	7.5%
自立援助ホーム	77.7%	54.0%	10.5%	42.9%	58.7%	14.7%	7.1%

注) 「虐待経験の種類」の構成割合は、「虐待経験あり」に対する割合であり、複数回答のため100%を超える場合がある。

出典) 「児童養護施設入所児童等調査の概要(令和5年2月1日現在)」, こども家庭庁支援局家庭福祉課・こども家庭庁支援局障害児支援課、P.12 より割合のみ抜粋